

平成21年10月27日

越前市議会

議長 福田修治様

議会活性化検討委員会

委員長 玉川喜一郎

副委員長 福田往世

委員 川崎悟司

委員 関利英子

委員 前田一博

委員 上山直行

委員 嵐等

委員 玉村正夫

議会活性化検討委員会 第2次答申について

貴職から、議会の活性化を図る中で、これからの議会のあり方について調査・検討を行うよう諮問を受けた本委員会は、先の第1次答申に基づき開催された「議会報告会」及び「各種団体との語る会」を検証する中で、議会基本条例について検討・協議を重ねてまいりました。

その結果、情報公開と市民参加を基本とする開かれた議会の実現を目指すとともに、議会改革と議会活性化の取組みを継続し、発展させていくために「越前市議会基本条例」を制定することで意見の一致をみたので、その条例素案を添えて、ここに答申します。

平成21年10月27日

1 越前市議会基本条例について

(1) 条例素案の答申に至った経緯

地方分権が進み、地方議会のあり方が大きく問われている中、市民に信頼される議会であるためには、議会の果たすべき役割りを再認識し、その機能や政策提言能力を高めることが重要であり、また、どのような考え方のもとで政策や予算に対して議決権を行使したのかを、その結論に至るまでの過程を含めて市民に明らかにする責任がある。

越前市議会では、議会自らが地域に出向いて、議会活動の状況や市政に関する情報を市民に直接報告、説明し、また市民から議会活動に対する意見や市政に対する要望、提言などを受けるための「議会報告会」や「各種団体との語る会」を開催してきた。

これらを検証する中で、情報公開と市民参加を基本とする開かれた議会の実現を目指し、これらの新たな活動とこれまでの議会改革や議会活性化の取組みを継続し、さらに発展させていくために議会基本条例を制定する必要があるとの結論に至ったものである。

(2) 条例素案の構成

8章 21条建て

- ・前文
- ・総則
- ・議会及び議員の活動原則
- ・市民との関係
- ・市長等との関係
- ・議会の機能強化
- ・政治倫理
- ・政務調査費
- ・議会改革の推進

(3) 条例素案の特徴

- ・ 議会情報の積極的公開による透明性の確保
- ・ 市民参加による開かれた議会活動の推進
- ・ 議会と市民との語る会の定例的な開催
- ・ 議員間での自由討議の推進
- ・ 市長等に対する反問の許可

(4) その他

今後の議会基本条例制定までの取組みについては、議会の役割や条例制定の必要性や議会活性化に向けた決意などをあらためて市民に示し、幅広い意見を吸い上げるために市民との意見交換会を開催するなど、市民の声を反映させた条例となるよう要望する。

(5) 条例素案 別添のとおり

2 今後の検討課題

(1) 正副議長選挙における立候補制の導入について

本市議会における正副議長の選挙については、従来より、新たに当選した議員や市民にとってその選出過程がわかりにくく、不透明な部分が多いとの声がある。

議会のあり方が問われている現在、「議会基本条例」の制定も含め、市民に信頼される公正かつ透明性の高い議会運営を行っていくことが求められており、正副議長の選挙に当たっては、その立候補者が抱負や決意といった所信を表明する場を設けるなど、市民の目の届くところで、市民にわかりやすい形で選挙が行われることが重要であり、正副議長選挙における立候補制の導入について研究を進める必要がある。

(2) 市議会関係条例・規則等の見直しについて

分権時代において、地方議会の議員に求められる活動領域は拡大しており、本会議や委員会といった議会活動のほかに、法令等に基づかない全員協議会や各派代表者会議などを主体的に開催している現状がある。

これらの会議は、議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場として必要不可欠なものであり、本会議や委員会と同様、正規の議会活動として明確

に位置付けることができるよう平成20年に地方自治法が改正された。

本市議会においても、このほかに、本議会活性化検討委員会や議会だより編集委員会などが事実上の機関として置かれており、今後これらを会議規則に定めていくことが必要である。

併せて、今回の議会基本条例の制定に伴い、その他議会関係の条例・規則等についても、議会活性化や社会情勢の変化に鑑みた見直しを検討していく必要がある。